アメリカ社会の光と影

第19回　福村真理子

月曜朝9時

月曜の朝9時、と聞いてイメージすることは何だろうか。

私の場合、仕事を辞めて放浪中のメキシコのダンススクールで、スペイン語でのジャズダンスクラスが始まろうとする朝のことだ。30代半ばにして初めて習うジャズだったが、スペイン語もまだ習いかけで、さらにフランス語のダンス用語も出てくるため、新しい言語を3つ同時に覚えるような緊張感と、やりたかったダンスを月曜の朝からティーンエイジャーのクラスメイト達と一緒にできる、とんでもない幸福感に満たされていた。

旅の終わりは見えていて、尊敬する大好きな先生が教えてくれるこの幸せな時間が永遠に続くわけではないことは明らか。だから限りなく貴重で、人生で過ごした無数の月曜朝9時の中でも最高の時間だった。何曜日だろうとどこにいようと、私に与えられた人生の時間をどう使うかは全ての瞬間において、100％自分の自由意思と選択によるものなのだ。

だが、メキシコまで行かなくても、月曜朝9時に街を散歩してみると、意外とカフェでゆっくり犬と一緒に友人と話しこんだり、コワーキングオフィスで乳母車を横に置いて仕事をしている同年代の男性を見かける。アメリカでは、ギグエコノミーが拡大しつつあり、労働人口の35％（5700万人）が何らかの形でフリーランスとして働いた経験を持ち、2014年から400万人増加している。

「ギグエコノミー」については近年様々な分析が出ており、ギグをどう定義するかによって数値にバラツキがある。ざっくり定義すると、いわゆるフルタイムではなく、インターネットのアプリなどを駆使しつつ、契約ベースで単発の仕事をすることを指し、必要に迫られた副業の場合もあれば、プラスアルファで稼ぎたい人もいるし、1割強と言われているがそれのみを収入源として自活できている人もいる。

何れにせよ、Upworkによれば、そうした仕事の仕方を短期的な手段と捉える人に比べて、より長期的なものと考える人は2014年から倍増している。仕事内容は、いわゆる部屋貸し（AirBnBなど）や配車（Uberなど）や土木業も含まれるが、金融、教育、ヘルス、ビジネスサービスなど専門性が問われるものも半数近くを占める（米労働統計局、2017年）。

また米国の場合、年齢層もZ世代やミレニアル世代など、より若い世代の方がこの形態の仕事を選ぶ傾向にあり、GDPの5％に当たる1兆ドルをこうしたフリーランス業が叩き出している。そうしたフリーランサーを支えるコワーキングスペースは、2015年から4年で2・3倍以上増加しており、フリーランス業に携わる人は2020年には労働人口の4割を超えるとも言われている。

実際のところ、こうしたフリーランサーは週に45～60時間と意外と長時間労働していたりする。だがその76％はフルタイムの仕事に切り替えたいとは思っておらず、自分で働く時間や場所、ひいてはクライアントを選べる自由さなどを理由に、フルタイムよりも仕事に対する満足度が高い傾向にある（PYMNTS）。

さらに、このような労働形態は不安定であるという見方が一般的だが、金銭面での満足度スコアでは、フルタイムとフリーランサーではほぼ数値は変わらないという結果もある。その理由の一つとしては、日本と違って労働市場の流動性の高いアメリカでは、仕事人生で転職やリストラが数回あることは織り込み済みだが、フルタイムの場合はクビになってしまえば収入はある日突然ゼロになってしまう。だがフリーランスの場合、クライアントは複数いるため、その心配は実は少ないということが挙げられる。

もちろん、アメリカの場合は高額の医療保険を自前で調達しなければならない点も含め、福利厚生がないことなど、フリーランス業が楽なわけではなく、リスクを取ることを恐れず、自律的な人の方が向いており、万人向きではない。だが、技術革新によって、そういう生き方・働き方を選べる職種は増えており、やり方次第で可能性は広がっている。改めて、働くということ、生きている間の時間をどう配分したいかということについて、2020年の幕開けを機に考えてみるのも良いかもしれない。

＊　＊　＊

シリーズ「深掘りワシントン」はテーマを広げるため新年より改題しました。

コワーキングオフィスにベビーカーを並べて仕事をする人も見かける（筆者撮影）

ふくむら　まりこ
2016年よりアテナアイリス代表。ワシントンDC在住15年。キャリアを通じて調査・戦略的コミュニケーションに携わり、外交問題、社会政策、最先端科学技術の規制・政策・戦略の策定過程を追っている。2015年にはグアテマラを旅し、メキシコで暮らす。カリフォルニア大学サンディエゴ校（UCSD）、太平洋国際関係学修士号取得。青山学院大学・国際政治経済学士号取得。

そこが知りたい 移民法・雇用法

2020年度の移民法改正の動き 115

大蔵昌枝弁護士
テイラー・イングリッシュ・デューマＬＬＰ法律事務所

2019年度は移民法や移民局の内部方針などに多大な変更が見られ、移民局での書類審査やアメリカ大使館や領事館でのビザ面接審査は非常に厳しくなりました。2020年度も引き続き、様々な面で変化がみられる模様です。2019年度に提案された法案の中でも2020年度に討議が持ち越されるものと、2020年度から施行が予定されるものとがあります。ここに、2020年度に注目すべき法案について説明します。

昨年2月に提案された2019年の高度技能移民法の公平性案に訂正が加えられ、現時点では雇用ベースの永住権申請に関して、国別年間枠を取り除く法案が検討されています。永住権申請者が多いインドや中国には、優先枠によっては現時点で2年から10年以上の待ち時間があります。国別の年間枠がなくなると、インドや中国の待ち時間は大幅に短縮される半面、日本を含み現在待ち時間のない国には待ち時間ができることになります。

2017年度から雇用ベースの永住権申請には全員面接が義務付けられましたが、場所によって面接の待時間が6カ月から3年以上あるため、それまではI485を申請後4～8か月ほどで発行されたグリーンカードが今では1～3年以上ほどかかるようになりました。この法案が可決すれば、全体の年間枠が増やされない限りは、インドや中国以外の国籍保持者の永住権取得までの時間がさらに長引くことになります。

永住権申請過程の最後の滞在資格の変更（I-485）を提出するまでに待ち時間がある場合、ビザ種類によってはその間の旅行や転職に制限がでてきます。このような不便をなくすために、雇用主スポンサー申請（I-140）が承認されていれば、国別の待ち時間の有無にかかわらず、I-485を提出できるように提案されています。I-485を提出後、実際に審査されるまで待ち時間が長くても、I-485の提出と同時に就労許可証と旅行許可証を申請できるので、I-485を提出後6カ月が経過すれば、同類職種であれば転職することができるようになります。また、配偶者も就労許可書を入手できるので、自由に仕事をすることができます。

なお、H-1BやLビザは移民をする意思を示してよいビザなので、永住権申請中も国外からの出入りは自由ですが、それ以外のビザ保持者は、旅行許可書を入手したら、永住権申請中も自由に国外に出て入国することができるようになります。

この他には、今後6年間にわたり人材不足の職種にはH-1Bビザの枠を設け、今後9年間にわたりインドや中国以外の国に在住する申請者に永住権申請枠の5・75％を充てる法案も提出されています。家族スポンサー移民申請の方では国別枠の数を増やすよう提案されています。短期就労ビザでは、50名以上社員を雇用する会社でH-1BやLビザ社員が50％以上いる会社は、H-1B社員をそれ以上スポンサーできない法案が出されています。

上記の移民法案以外にも、2020年4月には、雇用主の移民スポンサー申請（I-140）と永住権への滞在資格の変更（I-485）の同時申請を取りやめる法案が提出される予定です。現在、雇用ベースによる永住権申請では、国別年間枠による待時間のない国の申請者は、雇用主のI-140とI-485を同時に提出することができますが、この法案が可決すれば、I-140が承認されるまでI-485を提出できなくなります。I-485を提出できなければ、就労許可書と旅行許可書も一緒に申請できないので、ビザ種類によっては就労や旅行制限を受ける期間が長くなります。

2015年にH4保持者はH-1B配偶者が永住権の申請を始めて一定条件を満たせば就労許可証（EAD）を申請することができるようになりましたが、H4保持者がIT関連のアメリカ人の職を奪っているというクレームがでているために、H4保持者のEAD申請権利を抹消しようという法案があがってます。2020年3月には再度詳細な規定が検討される予定です。従って、EADを使って就労しているH4保持者は、EAD申請ができなくなる場合に備えて、その他の就労ビザのオプションも検討したほうがよいでしょう。

本ニュース記事に関する注意事項（DISCLAIMER）

本記事は弁護士として法律上または専門的なアドバイスの提供を意図したものではなく、一般的情報の提供を目的とするものです。記載されている情報実際の法律問題の処理に当っては、必ず専門の弁護士もしくは専門家の意見を求めて下さい。テイラー・イングリッシュ・デューマＬＬＰ法律事務所および筆者はこの記事に含まれる情報を現実の問題に適用することによって生じる結果や損失に関して何ら責任も負うことは出来ませんのであらかじめご承知おき下さい。

大蔵昌枝弁護士プロフィール

ジョージア州弁護士。アトランタにあるTaylor English Duma LLP法律事務所勤務。東京外国語大学中国語学科卒業後、日本にて証券会社や製造会社の国際事業部をの勤務を経て、97年に米国公認会計士試験に合格。2002年サウス・カロライナ州サウス・カロライナ大学ロースクールおよびビジネススクールを卒業。経営学修士号（MBA）、法学博士号（JD）を取得。現在は弁護士として移民法やその他の相談などを行っており、日本語、英語、中国語で対応できる。

日本語教育の重要性再確認

全米外国語教育協会が学会開く

全米外国語教育協会主催（ACTFL）の学会が11月22日から24日まで、18年ぶりにワシントンDCで開催され、約8千人の外国語教師が研修や情報交換を行った。期間中、日本大使館にてレセプションが開催され、全米から集結した日本語教師に加え、ワシントン商工会や日米協会をはじめとする支援者ら約150人が参加した。

レセプションでは島田丈裕広報文化担当公使による、日米関係における日本語教育の重要性を強調する誠意溢れるスピーチや、半世紀に渡り日米関係に関わってきたジョン・マロット大使の日本語教育に捧げる情熱が感じられるメッセージで日本語教育関係者にエールが贈られた。

研修の合間には中部大西洋岸日本語教師会主催の日本文化紹介が催され、他言語の教師らも華道・書道・茶道・着付けを体験した。全行程においてこの地の産官学の連携や教師間の団結力が注目され、ほかの地域の日本語教師から「一丸となり日本語教育を盛り上げている姿勢に鼓舞された」という声が聞かれた。

（文：大塚紀子、写真提供：全米日本語教育学会）

ジョン・マロット大使（左）と島田広報文化担当公使

書道紹介の様子

全米外国語教育協会教員と支援者ら

さくらトピックス